

■上ヶ原浄水場再整備等事業の参加資格要件に関する質問への回答

No	タイトル	入札説明書の該当箇所						内容	回答
		頁	章	節	項				
1	協力企業の変更に ついて	5	第3	1	(1)	カ		構成企業と異なり、協力企業については入札参加表明後に変更することも可能との理解でよろしいでしょうか。	協力企業の追加・変更については、変更する理由を確認のうえ、市が認めた場合には変更可能とします。
2	入札参加者の定義	5	第3	1	(1)	キ		「落札者の決定後直ちに本事業を実施する特別目的会社への出資及び特別目的会社を設立する。」について、現状では、12月下旬落札者決定、2月上旬特別目的会社の設立とありますが、登記等で時間を有するため3月上旬と考えてよろしいでしょうか。	2月上旬までの設立を原則としますが、落札者決定後、事業契約締結までのスケジュールを見据えて市と協議のうえ、期日を決定することとします。
3	業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件	7	第3	2	(2)	イ	(ウ)	ご指定の業種で競争入札参加資格者名簿に登録されていれば、本事業の建設業務における、いずれの業種に対しても担当となることが可能であるとの理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	協力企業の資格要件の喪失	8	第3	2	(3)	ア		構成企業と異なり、入札参加資格を認められた入札参加者の協力企業が、入札参加表明書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合については、特に問題なくそのまま手続きを進めてよいとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格を喪失した企業を協力企業とすることはできません。入札参加表明書等の受付日以降に協力企業が入札参加資格要件を欠くこととなった場合には、速やかに協力企業の変更手続きを行ってください。協力企業の変更については、No. 1の回答をご参照下さい。
5	構成企業の変更に ついて	8	第3	2	(3)	ア・イ		「市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、当該入札参加資格要件を欠く構成企業の変更ができる」とありますが、やむを得ないと認められる条件はどのようなものでしょうか。	個別に変更の可否を判断します。
6	構成企業の出資比率の変更について	別紙5						「上ヶ原浄水場再整備等事業の実施方針に関する質問・意見への回答（平成31年4月12日付）」のNo. 63にて、「出資比率及び出資企業の変更は一定の条件を満たした場合に可能とします。変更の条件については入札説明書等で示します。」とご回答をいただいています。出資比率・出資企業変更を認めていただける一定の条件をご教えてください。	入札説明書別紙5「代表企業の交代について」及び基本協定書（案）第5条に記載のとおりです。
7	構成企業の出資比率の変更について	別紙5	5					別紙5 5事業提案書に関する要件において「代表企業の交代前後における、各構成企業の出資比率」に関する記載がございますが、事前に事業提案書で提案を行った上で、代表企業を変更することなしに、構成企業の出資比率を変更することは可能でしょうか。	入札説明書別紙5は、代表企業の交代を伴う出資比率の変更を行う場合のみの規定であり、代表企業の交代を伴わない出資比率の変更については、基本協定書（案）第5条に記載のとおりです。
8	構成企業の出資比率の変更について	別紙5	5					別紙5 5事業提案書に関する要件において「代表企業の交代前後における、各構成企業の出資比率」に関する記載がございますが、建設段階で出資企業であった会社が、維持管理段階で出資を伴わない構成企業となることは可能でしょうか。また逆に建設段階で出資を伴わない構成企業が、維持管理段階で出資企業となることはできますでしょうか。	出資比率は、事業期間を通じて変更しないことを原則とします。出資比率の変更については、入札説明書別紙5「代表企業の交代について」及び基本協定書（案）第5条に記載のとおりです。
9	構成企業の出資比率の変更について	別紙5	5					建設段階で出資企業であった会社が、維持管理段階で出資を伴わない構成企業となることは可能でしょうか。また、建設段階で出資を伴わない構成企業が、維持管理段階で出資企業となることはできますでしょうか。	No. 8の回答をご参照下さい。

No	タイトル	入札説明書の該当箇所					内容	回答
		頁	章	節	項			
10	構成企業の出資比率の変更について	様式集	様式2-4				建設段階又は維持管理段階のみで出資を行う企業について、様式2-4では双方とも「出資企業」と扱ってよいでしょうか。	事業期間を通じて出資する企業を「出資企業」としてください。出資比率の変更については、入札説明書別紙5「代表企業の交代について」及び基本協定書（案）第5条に記載のとおりです。
11	構成企業について	様式集	様式2-4				SPC設立後に構成企業各社でJVを組成することを前提としております。SPCから業務を直接受託又は請負する企業を構成企業と定義づけされていますが、JVもSPCと同様に落札者決定後に組成することとなるため、JVを構成する各企業を構成企業として参加申請を行ってよろしいでしょうか。	入札参加資格申請時には、構成企業ごとに資格を審査します。ただし、JVの体制、JVとSPCの契約形態及び内容等を、事業提案書の事業実施体制の項目（様式6-2）にてご提案下さい。 なお、設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務の各業務を複数の構成企業で行う場合には、当該業務を実施する全部又は一部の構成企業が連帯責任を負担してください。
12	協力企業について	様式集	様式2-4				入札参加資格確認申請書兼誓約書に協力企業の記載がありますが、本申請書提出時点で協力企業全てを決定できるものでなく、記載内容の追加・変更は認められる、との理解でよろしいでしょうか。	構成企業から業務を受託又は請負う企業のうち、本事業で重要な役割を果たす企業等について協力企業として提案することができますが、構成企業から業務を受託又は請負う全ての企業を協力企業とする必要はありません。申請書提出時点で協力企業として提案する企業については申請書に全て記載することとします。入札参加資格申請後の協力企業の変更については、No. 1の回答をご参照下さい。
13	協力企業について	様式集	様式2-4, 2-5				入札参加資格確認申請書兼誓約書並びに入札参加者構成表の協力企業の記載について、申請書提出時は構成企業と協力企業間の契約が締結できないため、記載する協力企業は変更・追加ができるものとの理解でよろしいでしょうか。	No. 12の回答をご参照下さい。
14	協力企業について	様式集	様式2-5				入札参加者構成表に協力企業の記載がありますが、本申請書提出時点で協力企業全てを決定できるものでなく、記載内容の追加・変更は認められる、との理解でよろしいでしょうか。	No. 12の回答をご参照下さい。
15	入札参加資格資格申請について	様式集	様式2-10				様式2-10「添付資料提出確認書」において、2. 企業単体の貸借対照表、損益計算書、利益処分案(直近3期分)、3. 連結決算の貸借対照表、損益計算書(直近1期分)とありますが、直近とは入札参加資格申請書作成時点で公表されている最新のものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	入札参加表明及び入札参加資格確認申請に関する提出書類について	様式集	様式2-10				入札参加表明及び入札参加資格確認申請に関する提出書類に、企業単体の貸借対照表、損益計算書、利益処分案(直近3期分)、3. 連結決算の貸借対照表、損益計算書(直近1期分)とありますが、入札参加資格申請書作成時点で公表されている最新のものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	協力企業について	基本協定書案	P9				基本協定書案において、協力企業の記載を求められておりますが、締結時にすべての協力企業を決定することは不可能と考えます。代表企業、構成企業、出資企業のみ記載とさせて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。	基本協定書締結時には、提案内容に基づいて協力企業も含めて署名することとします。